

緊急事態宣言解除による協会運営再開について 2021. 9. 30

関係者各位

デルタ株による新型コロナウイルス感染拡大（第5波）により、2021年8月27日から愛知県は緊急事態宣言が発令されておりましたがコロナワクチンの急速な普及・国民ひとり一人の行動制限のおかげもあり、新型コロナウイルス感染者は急速に収束し9月30日で緊急事態宣言を解除することが決定致しました。弊会も解除に伴い、10月1日（土）より協会運営を再開することに致しました。とはいえ、再開するにあたり、油断することなく、これまで通り「感染対策3つの基本」を踏まえ、安心、安全にカウンセリングや講座をご受講いただけるよう、協会運営を行なっていきます。今後とも、どうぞ、よろしくお願いいたします。

○三密対策

- ・講座中は、常時、室内換気扇、2箇所以上の窓、ドアの開放
- ・空気清浄機を設置 常時稼働
- ・1時間に1回以上の入口ドアの開放（5分以上、扇風機による空気循環、3箇所以上の開放による全換気）
- ・過密状態にならないよう受講人数制限
- ・一定の間隔を空けた座席配置
- ・受講生、講師のマスク着用と咳エチケット

○消毒の徹底

- ・施設内ドアノブ、スイッチ、机、椅子などの定期的な消毒
- ・入口、トイレ設置のアルコール消毒液による手指消毒

○検温の実施

- ・受講前に各自で検温
- ・発熱や風邪の症状がある場合は受講禁止
- ・来校時に非接触型体温計にて検温（発熱がある場合、受講禁止）
- ・受講中、または施設内で過ごされている間に体調が悪くなった際は、速やかに講師やスタッフにお声がけください。（別室の個室にて休んでいただきます。）
- ・トイレの使用については、流す時は蓋を閉めてから。トイレットペーパーは次の人の為に折らないこと

○その他注意事項

下記に該当する場合は、受講をお控えいただきますようお願い致します。

- ・平熱と比べて1度以上の発熱がある場合
- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、咳、咽頭痛などの症状がある場合
- ・職場、家族、身近な知人に感染が疑われる症状が出ている、感染症陽性とされた方との濃厚接触がある場合

○今後の運営方法などの変更または中止について

再び、新型コロナウイルスによるさらなる感染拡大、非常事態宣言の発令等が起こった場合、運営方法の見直しや講座を中止することもあるかと思いますが、ご理解、ご協力のほど、どうぞ、宜しくお願いします。

○単位取得の特例

今年度（2021年度）も臨時休業があったため、単位取得期限は来年6月30日まで延長しております。

令和3年9月30日